

「女性の健康についての包括的支援に関する法律」の
制定を求める意見書

平成27年9月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性の職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境が整備されることとなった。

一方、女性の身体は、人生のライフステージにおいて大きく変化するという特性に着目すると、現在、女性の健康問題に対する対策は十分であるとは言えない状況となっている。

そのような中、本市においては、女性のための健康診断など、健康増進のための施策を行っている。

更にその一層の充実のためには、国の制度が必要となることから、国においては、女性の健康についての包括的支援に関する法律を早期に制定し、女性の健康支援対策を総合的かつ計画的に推進されるよう、次の事項について強く要望する。

- 1 女性の健康についての包括的支援に関する法律を早期に制定し、女性の健康支援対策の総合的かつ計画的な推進を図ること。
- 2 自らの健康の保持増進に主体的に関心をもてる環境の整備が必要なことから、ライフデザインの形成ばかりでなく、社会参加を後押しするキャリアデザインの形成や女性の健康に係る問題に、的確に対応できるような包括的な支援の実現を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月10日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 文部科学大臣
厚生労働大臣 女性活躍担当大臣